

平成 29 年度市議会 政友会前期行政視察 (29、6、26～6、29)

農林水産省「これからの日本農業」について

別紙 1

人口減少やコメの消費量の減少、農業従事者の高齢化及び後継者不足の中で ——

1、コメの生産調整廃止に伴う今後の方向

人口減少・高齢化が進む中、農業の担い手不足が深刻の中、後継者育成をどう進めるべきか。

コメの消費が長期的に低下傾向となっている。こうした中、農水省ではコメの生産面ばかりでなく、消費面での検討も必要であるとしている。

(1) コメの直接支払い交付金は 29 年度までの時限措置とし、30 年から廃止

(2) コメ政策の見通し (30 年産から生産目標の配分に頼らず着実に実施)

① 水田フル活用に向けた支援

食料自給率、自給力の向上、飼料作物、麦、大豆などの本格化を目指す

② 需要に応じた生産を推進するため、5 年後を目途に国が策定する需要見通し等を踏まえ、行政・生産者・団体が一体となって取り組む

③ 米価変動補填交付金は平成 26 年産米から廃止となっている。

2、農業を担う人材育成・確保に向けて

(1) わが国の農業従事者の年齢構成は 65 歳以上が 6 割強、40 代以下が 1 割。持続可能な力強い農業実現のためには、内外から新規就農を促進し、バランスのとれた農業構造にしていくことが重要。

(2) 農業労働力の見通し (青年就農者の確保の考え方)

平成 27 年 3 月策定した食料・農業・農村基本計画の「農業構造の展望」では、今後の農業労働力の見通しの前提として、わが国の農業生産を継続するのに必要な農業就農者を 90 万人程度と推計。

これを 60 歳以下で安定的に担うとすれば、青年新規就農者を定着ベースを倍増し、10 年後に 40 代以下の農業従事者を 40 万人に拡大することが必要としている。

(3) 新規就農者の現状 ①

平成 27 年は 65、000 人でその大半が新規自営農業就農者。農業法人等に雇われる形で就農する者は近年 8、000 人程度で推移してきたが、平成 27 年は 10、000 人。年齢別では 40 代以下 77%、出身別では非農家出身は 84% と多数。将来の担い手として期待される 40 代以下の若い就農者は 20、000 人で推移。近年新規就農施策の効果により新規参入者が大幅増加。(農業法人へ雇われる者が増加)

◇ 新規就農者の課題（アンケート調査から）

- ① 営農技術の習得
- ② 資金の確保
- ③ 農地の確保等が経営開始時の大きな課題である。

◇ 農業人材力強化総合支援事業

就農準備	……………	農業次世代人材投資事業（研修期間中、年 150 万円）
就農開始	……………	法人正職員としての就農（研修経費、年 120 万円）
独立・自営就農	……………	農業次世代人材投資事業（45 歳未満で独立して自営、年 150 万円）
経営確立	……………	農業法人等の次世代経営者の育成（次世代経営者、10 万円／月）

3、日本型直接支払い制度について

農業・農村の多面的機能の維持、発揮を図るための地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産力を支援している。

近年、農村地域の高齢化、人口減少により多面的機能の発揮に支障が生じつつあるために、地域共同活動の困難化に伴い、担い手の育成等構造改革を後押ししていく。

- ① 多面的機能支払い交付金（農地維持支払い、資源向上支払い）
- ② 中山間地域等直接支払い交付金
- ③ 環境・保全型農業直接支払い交付金

4、松くい虫対策について

【被害の現状】 全国の被害量は昭和 54 年度の約 243 万㎡をピークに減少傾向。平成 27 年度の被害量は約 48 万㎡。松くい被害は依然としてわが国最大の森林病虫害で、北海道を除く 46 都府県で被害発生。

【政策目標】 保全すべき松林の被害率を全国的に 1%未満の「微害」に抑制する。

- 1、森林害虫駆除事業委託
- 2、森林病虫害等防除損失補償
- 3、森林病虫害等防除事業費補助
 - ① 被害拡大地域の対策
 - ② 環境に配慮した松林の保全対策
 - ③ 政令指定病虫害等の防除

森林に重大な被害を与える対策を的確に実施するため、防除対策を推進していく。

5、果樹農家に対する今後の方向について（人手不足、高齢化）

(1) 果樹生産の動向（農水省 統計資料から）

高齢化が急速に進み、栽培面積や生産量は緩やかに減少傾向。果樹は他作物栽培が困難な中山間地での栽培が多いが、耕作放棄地は平成 27 年度で 15、200 h a で耕作放棄率は 7、5%である。

(2) 経営の動向を見ると、平成 22 年から 5 ヶ年で農業経営者数は 13%減少。60 歳以上の割合は 7、5 ポイント上昇し、平均農業所得は 341 万円と低い。

【 農水省の果樹農業振興計画で定める農業所得 】

平成 27 年度	山梨県（ぶどう）	624 万円
	和歌山県（みかん）	591 万円
	青森県（りんご）	535 万円
	長野県（りんご）	521 万円

担い手の目標（栽培 2 h a）を達成する農家は 17%程度。一方栽培面積 1 h a 未満は 56%。

労働時間短縮に向けた取り組みとして、長野県の取り組みの「新しい化栽培」がある。果樹経営支援対策事業として、改植の推進がある。

6、これからの農業政策の課題として

- (1) コメの生産調整廃止に伴い、農業従事者の高齢化や後継者不足にどう対応していくべきか。
- (2) 農業に魅力を持たせるための施策をどうするか。
- (3) 新規就農対策・人材育成について、国の農業人材強化総合支援事業の活用があげられる。
- (4) 認定農業者制度や集落営農制度を活用して、地域の担い手確保を推進し、機械の共同利用、作業の共同化により効率化を図っていく。
- (5) 食料自給率の減少に伴う今後の取り組みでは、国の地域の活力創造プランとして、水田活用の直接交付金により、資料米・麦・大豆など戦略作物の本格化を進めていく。

【 所 見 】

国が示している制度の活用を効率よく進めるために、行政は農家へどう説明していくのか。

農家にやる気をどう持たせるかが、今後の大きな課題である。